

そのアイデア、形にしなきゃもったいない！ 君のひらめきを特許権にしよう！

皆さんのアイデアで社会や暮らしをより良くし、未来を切り拓く。そのような体験の機会を提供するため、今年もパテントコンテストを開催します！

パテントコンテストでは、日本の次世代を担う生徒、学生等の皆さんが自ら考え出した発明の中から、優秀な作品を表彰します。

受賞者は、知的財産権制度の専門家である弁理士のアドバイスのもとに、実際に特許庁に出願していただきます。特許出願等に必要な費用（特許出願料、審査請求料、特許料（第1～3年分））の全額について、主催者が負担します。

このコンテストを通じて、皆さんの知的財産マインドが高まること、知的財産権制度の理解が深まることを期待しております。皆さん奮ってご応募ください！

1 応募期間

平成29年6月26日（月）～9月29日（金）（必着）

2 応募資格

日本国内の学校及び大学に在籍する以下のいずれかに該当する生徒、学生等であること。ただし、社会人経験を有しないこと。

応募資格	
高校生	高等学校に在籍する生徒
高等専門学校生	高等専門学校に在籍する学生
大学生	大学又は短期大学に在籍する学生（修士課程又は博士課程に在籍する者を除く）
専修学校生	専修学校に在籍する生徒
大学校生	法令で設置が定められた大学校に在籍する者（在籍することによって給与等を受けている者を除く）

3 応募内容（応募するアイデアの要件）

- (1) 「特許法に定める発明」であること。
（ゲームのルールなど人為的な取決めや、単なる自然法則そのもの、フオークボールの投げ方などの技能等は特許法上の「発明」には該当しません。）
- (2) 応募者の創作であること（他人のアイデアではないこと）。
- (3) 公に発表されていないこと。
- (4) 他のコンテストに応募を行っていないこと。
- (5) 本コンテストとは無関係に既に特許出願等を行ったものでないこと。

4 応募方法

- ① まずは応募方法を確認しよう！
- ② ホームページから「発明提出書」をダウンロードして作成しよう！
- ③ ホームページから参加登録して「応募用紙」を入手しよう！
- ④ 「応募用紙」「発明提出書」「先行技術文献」を紙に印刷するか、CD 又は DVD に記録して郵送しよう！

創作したアイデア（作品）を「応募用紙」と「発明提出書」に記載して、コンテスト事務局宛に「郵送」にてご提出ください。

メールやファクシミリ等による提出、実物見本・ひな形の提出は受け付けておりません。

【応募書類の提出先】

※パテントコンテスト及びデザインパテントコンテストの運営支援業務を受注する事業者が設置するパテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト事務局を応募書類の提出先とする予定です。

事業者が決定しましたら、ホームページにて応募書類の提出先を公表する予定です。

※応募書類の受領後、事務局による形式チェックを行った上で、登録いただいたメールアドレス宛に受領のご連絡を送信します。応募書類の送付後、10日以上経過しても連絡がない場合はパテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト実行委員会事務局（TEL: 03-3581-1101 ex.3907）までお問い合わせください。

5 主催

文部科学省
特許庁
日本弁理士会
独立行政法人工業所有権情報・研修館

6 賞

- ① 主催者賞
 - 選考委員長特別賞
 - 日本弁理士会 会長賞
 - 独立行政法人工業所有権情報・研修館 理事長賞
 - 震災復興応援賞
 - 文部科学省 科学技術・学術政策局長賞
- ② 特許庁長官賞
- ③ 優秀賞（特許出願支援対象）

7 審査・発表・表彰式

（1）審査及び審査基準について

応募された作品は、パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト選考委員会が選考を行います。選考は、①「第一次事前審査」（特許法上の発明であるか、産業上の利用可能

性があるか等の審査)、②「第二次事前審査」(先行技術の有無、発明の完成度、製品化等の実施可能性の審査)、③「最終審査」(独創性の審査)を経て総合的な判断によって行われます。

(2) 選考結果発表について

優秀賞の選考結果は、平成 29 年 12 月上旬にホームページで発表します。また、主催者賞及び特許庁長官賞の選考結果は、表彰式にて発表します。各賞に選ばれた応募作品については、発明の名称、発明者氏名等をホームページ上で公表する予定ですので、あらかじめご了承ください。

なお、選考過程等に関するお問合せにはお答えできません。

(3) 表彰式 (予定)

主催者賞、特許庁長官賞、優秀賞の受賞者を表彰します。

日程：平成 30 年 3 月 12 日 (月)

会場：JPタワーホール&カンファレンス (東京都千代田区丸の内二丁目7番2号)

(平成 28 年度表彰式の様子→<http://www.inpit.go.jp/jinzai/contest/topic/kekkahoukoku28.pdf>)

8 選考委員会

パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト選考委員会は、主催者及び学識経験者で構成されます。

平成 29 年度選考委員会の構成は未定です。平成 28 年度は以下の構成により選考を行いました。

(平成 28 年度パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト選考委員会)

委員長	毛利 衛	日本科学未来館 館長・宇宙飛行士
副委員長	飯田 昭夫	日本弁理士会 パテントコンテスト委員会 副委員長
委員	石井 末勝	公益社団法人全国工業高等学校長協会 事務局次長
委員	紀 聖治	独立行政法人国立高等専門学校機構 理事
委員	中村 敬子	特許庁 総務部 企画調査課 課長
委員	木本 直美	特許庁 審査第一部 意匠課 課長
委員	浜岸 広明	特許庁 総務部 企画調査課 知的財産活用企画調整官
委員	野崎 俊剛	日本弁理士会 パテントコンテスト委員会 委員長
委員	小山 京子	日本弁理士会 パテントコンテスト委員会 副委員長
委員	田中 義敏	東京工業大学 工学院 経営工学系・経営工学コース 教授
委員	丸尾 弘志	株式会社日経 BP 日経デザインラボ プロデューサー
委員	鳥居 稔	独立行政法人工業所有権情報・研修館 人材開発統括監

9 選考後について

- ・優秀賞(特許出願支援対象)に選考された作品については、相談員としての弁理士による個別指導を経て、**応募者**が出願書類を作成し、特許庁に特許出願及び審査請求をさせていただきます。特許出願料、審査請求料及び特許料(第1年～第3年まで)は、主催者において負担します。
- ・特許出願後、特許庁から通知(拒絶理由通知等)があった場合は、通知の内容の説明と、応答書類(意見書等)の作成と提出に関し、相談員による個別指導が受けられます。

- ・特許出願書類及び応答書類の作成等に関する指導には、生徒、学生等の在籍する学校等の協力が重要です。学校等施設の利用、時間調整等のご協力をお願いいたします。
- ・優秀賞（特許出願支援対象）に選考され、特許出願しても、特許庁審査官による審査の結果、特許権を取得できないことがあります。
- ・特許出願をした応募者が最終学年の生徒、学生等の場合には、卒業後も連絡がとれるようにしてください。弁理士からの連絡ができなくなると、特許庁からの通知に対する応答期限を過ぎてしまい、特許権を取得できなくなることがありますのでご注意ください。

10 応募上の注意点 【重要！】

- ・公に発表されている発明については、本コンテストに応募することはできません。また、本コンテストの選考結果発表前に発明が公表された場合は、本コンテストへの応募は無効となり、特許出願支援の対象からも外れますのでご注意ください。なお、優秀賞（特許出願支援対象）に選考された発明については、少なくとも出願手続が完了するまで（平成30年3月頃を予定）は公表しないようお願いいたします。公表すると、特許を受けられなくなる可能性があります。
- ・他のコンテストに応募している発明については、本コンテストに応募することはできません（本コンテストへの応募のための学内選抜コンテスト等を除く）。ただし、学内のコンテストであっても、それによって公表されてしまう場合には、応募することができません。
- ・本コンテストへの応募後も、選考結果が出るまでは（受賞者については出願手続が済むまで）、他のコンテストへの応募を行わないでください。それよりも前に他のコンテストに応募した場合、本コンテストへの応募は無効となりますのでご注意ください。
- ・本コンテストに応募した内容について、本コンテストとは無関係に特許出願をされた場合、本コンテストへの応募は無効となり、特許出願支援の対象からも外れますのでご注意ください。
- ・応募者が未成年（20歳未満）である間は、特許出願手続に関して原則として法定代理人（親権者）による同意及び手続が必要となります。また、法定代理人の住所は、特許出願の手続を通じて公開されることとなりますので、あらかじめご了承ください。
- ・グループで応募する場合は、真の発明者のみを全員記載するようにし、単なる補助者や助言者は記載しないようにしてください。また、複数人（複数の発明者）での応募の場合、担当教職員に法定代理人（親権者）の同意を人数分取りまとめていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・応募資格を有しない者との共同発明の応募は認められません。
- ・応募書類に不備があった場合は、応募者に連絡することがあります。
- ・応募書類は理由の如何を問わず返却しません。
- ・応募の際はパテントコンテスト用の様式で提出してください。毎年誤ってデザインパテントコンテスト用の様式で応募されている作品が見受けられますのでご注意ください。
- ・学校の先生方におかれましては、学内コンテストの実施等、生徒、学生等の知的財産マインドの向上と、知的財産権制度への理解の向上につながる積極的な取組を行っていただきますよう、ご協力をよろしく申し上げます。

1.1 個人情報の取扱い、著作権について

パテントコンテスト及び知的財産権制度の普及啓発を図るため、パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト実行委員会事務局では、以下に示す条件の下で応募者の個人情報及び著作物を利用しますので、あらかじめご了承ください。ここで、利用とは、個人情報の一部及び著作物を主催者又は主催者が許可する者のホームページ、機関紙等に掲載すること及び新聞、テレビ等のマスメディアに開示することをいいます。

【個人情報及び著作物の利用の条件】

(1) 利用情報の範囲

- ① 「発明提出書」記載の各項目に記載された内容
- ② 発明者の氏名
- ③ 在籍機関の名称（応募時点）
- ④ 学部・学科・学年（応募時点）
- ⑤ 表彰式等の集合写真、ポートレート等の創作者の写真
- ⑥ 特許出願状況
- ⑦ アンケート等への回答の内容

(2) 利用の形態

- ① 主催者又は主催者が許可する者の発行する機関紙、ホームページ等への掲載
- ② 新聞、テレビ等のマスメディアへの開示

(3) 利用情報の訂正

自己に関する個人情報に関し、当該応募者又はその法定代理人から書面による訂正の申出があったときは、パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト実行委員会事務局は、その管理する利用情報及びホームページ掲載の利用情報を遅滞なく訂正します。

1.2 その他

(1) 特許料の納付について

特許庁審査官による審査の結果、特許として認められた案件については第1～第3年までの特許料を主催者により負担し、権利化を図ります。なお、主催者は、第4年以降の特許料は負担しません。第4年以降も権利の存続を希望される場合、特許料は応募者による負担となります。特許関係の料金については、以下のサイトをご覧ください。

<http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/hyou.htm>

(2) 特許出願支援の中止について

優秀賞（特許出願支援対象）に選考された発明が次のいずれかに該当する場合は、主催者の判断により特許出願支援を中止することがあります。

- ① 応募者の特許出願への意欲が喪失したと認められる場合。
- ② 特許出願が当該年度3月末を過ぎて相当の期間を経過しても完了しない場合。

(3) コンテスト応募前の相談について

知的財産権制度等についての無料相談窓口が、各機関において用意されています。応募に際し、積極的な活用を推奨いたします。なお、応募書類の記載方法等、本コンテスト自体に関するお問合わせは、「1.3 お問合せ先」までお願いいたします。

・【日本弁理士会】無料相談のご案内

<http://www.jpaa.or.jp/?cat=64>

- ・【特許庁・INPIT】知財総合支援窓口
<http://chizai-portal.jp>
- ・【工業所有権情報・研修館】産業財産権相談サイト
<http://faq.inpit.go.jp>

(4) 係争時の対応について

本コンテストにより特許出願した発明が、特許後に第三者による無効審判等の対象となった場合、あるいは第三者を相手取って特許庁に審判又は裁判所に裁判を提起する場合等、特許後に係争を生じた場合につきましては、その態様の如何を問わず、主催者は手続の支援・代行、諸経費の負担等関係する一切について応じかねますのであらかじめご了承ください。

特許発明の実施化又はライセンス供与に関する事項、さらに特許庁の審査結果である拒絶査定を不服として拒絶査定不服審判を請求する際も同様です。

1 3 お問合せ先

①パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト実行委員会事務局

〒100-0013 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号（特許庁庁舎内）

独立行政法人工業所有権情報・研修館 知財人材部内

TEL: 03-3581-1101 ex.3907 FAX: 03-5512-1203

E-mail: PA9300@inpit.jpo.go.jp （@マーク前、ピーエー93ゼロゼロ）

②平成29年度パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト運営支援請負事業者

※コンテストの事務手続の一部を請負業者が行いますので、提出いただいた応募書類について、請負業者からご連絡する場合があります。なお、当館又は請負業者に提出いただいた応募書類について、請負事業者は、当館との契約により守秘義務を有します。

※請負事業者については未定のため、追って補充させていただきます。